

令和2年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年3月25日(木曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時00分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 19名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋
17番・石尾 卓也	18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪	
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 小浜事務局次長 大谷農地係長 澤口農地係主査
北田農地係主査 長根農地係主任 荒農地係主任
武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 16番・清水 利秋 17番・石尾 卓也
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請において適用される転用不許可例外規定の変更について
 - (8) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (9) 報告第4号 あっせん候補者の登録について
 - (10) 報告第5号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、19名全員でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立しております。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号16番清水委員、議席番号17番石尾委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
-
- 事務局（澤口 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページから2ページでございます。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が永山地区で1件、西神楽地区で1件の計2件、使用貸借権設定が西神楽地区で1件、あわせて3件でございます。
- 番号1番及び2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
- 番号3番につきましては、貸主の経営移譲及び後継者の法人設立に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。
- いずれも、議案補足資料1ページないし3ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について、審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） ありがとうございます。発言がなしということですので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きます、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の3ページを御覧ください。本件の転用目的は、甲種農地において、農機具格納庫を建築するものであります。
続いて、資料5ページの位置図を御覧ください。申請地はJR永山駅から北方向へ約5.1kmのところに位置します。
次に資料6ページの土地利用計画図を御覧ください。申請地には格納庫、通路、車廻り、雪置場が設置される計画です。
審査の内容については、資料7ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料9ページ及び10ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について、審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、議案2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きます、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
議案第3号は平委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（平 克洋） (退席)

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の5ページを御覧ください。本件の転用目的は、農用地区域内農地において、農業用機械及び資材の置場を設置するものであります。

続いて、資料11ページの位置図を御覧ください。申請地はJR西聖和駅から東北東方向へ約1.8kmのところのところに位置します。

次に資料12ページの土地利用計画図を御覧ください。申請地には車両道路、駐機場、資材置場が設置される計画です。

審査の内容について、資料13ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料15ページ及び16ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、議案3号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

○委員（平 克洋） (着席)

○議長（山田 孝） 平委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（北田 主査） 事務局。
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページから43ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が13件、利用権設定のうち、賃貸借権の設定が81件、使用貸借権の設定が1件の合計95件です。

地区別の内訳でございますが、所有権移転の13件は、東鷹栖地区2件、永山地区4件、西神楽地区2件、東旭川地区5件となっております。

賃貸借権設定の81件につきましては、東鷹栖地区9件、永山地区22件、江神地区2件、西神楽地区8件、東旭川地区40件となっております。

使用貸借権設定の1件につきましては、西神楽地区の案件となっております。

集積面積は、所有権移転が27.7ha、賃貸借権の設定が173.3ha、使用貸借権の設定が2.2ha、合計203.2haでございます。

以上でございます。

- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
- 賃貸借権設定番号6番につきましては、外川委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（外川 守） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（北田 主査） 事務局。
- それでは、内容について御説明いたします。議案の14ページを御覧ください。
- 賃貸借権設定の番号6番につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
- この計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借権設定の番号6番について審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） 賃貸借権設定の番号6番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（外川 守） （着席）
- 議長（山田 孝） 外川委員が関係する案件につきまして、決定いたしました。
- 続きまして、賃貸借権設定の番号10番につきましては、鷺尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき一時退席をお願いいたします。
- 委員（鷺尾 勲） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

- 事務局（北田主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の18ページを御覧ください。
賃貸借権設定の番号10番につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
この計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借権設定の番号10番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、番号10番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（鷺尾 勲） (着席)
- 議長（山田 孝） 鷺尾委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
続きまして、賃貸借権設定の番号22番につきましては、秦委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき一時退席をお願いいたします。
- 委員（秦 真一） (退席)
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の21ページを御覧ください。
賃貸借権設定の番号22番につきましては、新規案件であり、稼働力が不足した貸主の農地を、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
この計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借権設定の番号22番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

- 委員 (意見なし。)
- 議長 (山田 孝) では、貸貸借権設定の番号22番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員 (秦 真一) (着席)
- 議長 (山田 孝) 秦委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
続きまして、貸貸借権設定の番号63番及び64番につきましては、石尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき一時退席をお願いいたします。
- 委員 (石尾 卓也) (退席)
- 議長 (山田 孝) それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局 (北田 主査) 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の35ページを御覧ください。
貸貸借権設定の番号63番及び64番につきましては、いずれも期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
これらの計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長 (山田 孝) それでは、貸貸借権設定の番号63番及び64番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長 (山田 孝) 貸貸借権設定の番号63番及び64番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員 (石尾 卓也) (着席)
- 議長 (山田 孝) 石尾委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
続きまして、使用貸借権設定の番号1番につきましては、平委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

- 委員（平 克洋） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の43ページを御覧ください。
使用貸借権設定の番号1番につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
この計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、使用貸借権設定の番号1番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） なしということですので、使用貸借権設定の番号1番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（平 克洋） （着席）
- 議長（山田 孝） 平委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
所有権移転の議案番号1番ないし4番、番号7番及び13番につきましては農地移動適正化あっせん事業による売買、番号5番及び6番、番号8番ないし12番につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が農地を買い入れる案件でございます。
賃貸借権設定81件のうち、議事参与制限の5件を除いた76件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が46件、借主変更が13件、解約再設定が3件、稼働力不足や高齢等を理由とした新規案件が11件、農地中間管理機構による転貸が2件、農地保有合理化事業による貸付が1件でございます。
これらの計画につきましても、先ほど御審議いただいた案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件

を満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし13番，利用権設定の賃貸借番号1番ないし5番，番号7番ないし9番，番号11番ないし21番，番号23番ないし62番，番号65番ないし81番について審議願います。
御意見，御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） ありませんということですので，議案第4号について「異議なし」と認め，計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きますので，日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。
日程第5議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の45ページを御覧ください。
西神楽地区で1件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果，積雪はありますが，樹木が繁茂し山林の一部となっていることから，全て願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは，議案第5号について審議願います。
御意見，御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 議案第5号について「異議なし」ということですので，証明することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 引き続き，報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが，これにつきましては，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（澤口主査）

事務局。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは47ページから53ページでございます。

本件につきましては合計6件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、永山地区で1件、江神地区で2件、東旭川地区で3件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

なしということですので、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請において適用される転用不許可例外規定の変更について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒主任）

事務局。

日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請において適用される転用不許可例外規定の変更について」を御説明いたします。議案の該当ページは55ページでございます。

本件は本年度の第9回定例農地部会で審議、決定いたしました永山地区での転用許可申請に関するものであります。

議案上段の変更前と記載されている表を御覧ください。

本件は既存敷地面積の1/2未満までは拡張可能という例外規定を根拠とし、上川総合振興局農務課と協議、了承の上、議案として上程いたしました。

しかし、北海道農業会議への意見聴取の際、拡張予定地内に非農地が含まれており、その非農地を含めた拡張面積が既存敷地面積の1/2を上回るため、例外規定を満たさないという見解が示され、その後、北海道農政部及び上川総合振興局農務課もこれまでの協議内容を撤回し、1/2面積要件は根拠にならないとの判断を下しました。

続いて、議案下段の変更後と記載されている表を御覧ください。

1/2面積要件が根拠となくなることから、再度、北海道農業会議

及び上川総合振興局農務課と協議を行った結果、当該及び近隣の市町村内で生産された農産物を主に加工する施設を建設する場合は転用可能という例外規定を根拠とすることです承を得ました。

結果的に例外規定が変更となりましたが、転用面積及び事業計画自体に変更がなかったため、報告案件としております。

なお、本件で問題となった拡張面積には非農地も含まれるという北海道農政部及び上川総合振興局農務課の法解釈及び決定は、農地の利用及び規制を定める農地法の範囲から逸脱しており、今後の事務処理に影響を及ぼすと事務局では考えていることから、上川総合振興局農務課に対し、北海道としての法解釈及び判断を明確にした上で、公的に通知するよう要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） 　　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員（浅沼 博実） 　　13番浅沼です。
今説明を受けたのですが、変更前変更後の転用許可要件について、農畜産物処理加工施設の建設ということで許可を再度取ったということですが、これは面積要件に関しては触れないという許可なののでしょうか。
通常、変更前のものでしたら1/2要件、1/2未満ということで既存の面積からということになっていますが、この新しく申請した変更後の申請においては、面積要件等々に関しては別に抵触する面はないということでしょうか。

○事務局（荒 主任） 　　事務局。
新しい農畜産物加工処理施設の要件では、面積の上限がありませんので、適切な事業計画であれば、特別、面積の上限を設けているわけではありませんので、それについては支障がないと判断しております。

○委員（浅沼 博実） 　　はい。わかりました。

○議長（山田 孝） 　　他に御意見、御質問はございませんか。

○委員 　　（意見なし。）

○議長（山田 孝） 　　発言がなしということでありますので、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 　　次に日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので

御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査）

事務局。

日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは57ページから62ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区1件、永山地区7件、西神楽地区2件、東旭川地区7件の合計17件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

ありませんということですので、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に日程第9報告第4号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（澤口主査）

事務局。

日程第9報告第4号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の63ページを御覧ください。

本件につきましては、西神楽地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第10報告第5号「農地所有適格法人の報告について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。
日程第10報告第5号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案65ページを御覧ください。
本件について報告書の提出があった法人は8法人です。
この法人につきまして、議案補足資料17ページないし24ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） 発言がございませんのでありますので、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和2年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会を閉会いたします。